この調書は2枚あります。2枚目も漏れなくご記入ください

SUBARU健康保険組合理事長　行き

扶養家族認定調書

この申告書の記載内容は事実に相違ありません。 事実と相違がある事が判明した場合、遡って認定取消されても異議申立いたしません。 認定取消の場合、既支給の医療費・保険給付等を全額返還することを誓約いたします。			
健康保険証		被保険者（従業員） 氏　名 ＜自署＞	令和　　年　　月　　日
記　号			
番　号			

1. 申請する**被扶養者**について　※扶養家族認定調書の提出対象者　全員記入

申請する被扶養者の氏名		生年月日 （和暦）	年　　月　　日	被保険者との続柄	
申請する「被扶養者の配偶者」の有無	有　・　無　（ 未婚 ・ 離別 ・ 死別 ）	※立入った質問になりますが、養育費の有無、遺族年金の受給状況等確認のため、ご記載頂きます。			
扶養申請理由					
居住区分	同居　・　別居　・　転勤による単身赴任	※「単身赴任」は会社命令により自宅から通勤出来ず、家族帯同も不可能な場合を指す。中途入社等で勤務地に赴任したが、自己都合で家族を帯同をしない場合は「別居」。			
別居の場合の住所	〒　　－	都・道 府・県			
申請する被扶養者が直近まで加入していた健康保険組合等（健保・協会けんぽ・国保・共済・船員など）	加入していた 健康保険組合等の名称				
	勤務先名称 （退職の場合のみ記入）				
	退職年月日 （退職の場合のみ記入）	（和暦）　　年　　月　　日			

2. 申請する被扶養者の現在の収入状況について　※扶養家族認定調書の提出対象者　全員記入

①パート・アルバイト等の給与収入	有　・　無 「有」の場合　平均月収　　円　／　時給　　円 月の平均就労日数　　日　／　1日の平均就労時間　　時間
②年金収入	有　・　無 「有」の場合　年金の種類　老齢・障害・恩給・遺族・その他（　　） 年金収入月額　　円
③休業補償・傷病手当金・出産手当金等の収入	有　・　無 「有」の場合　平均収入月額　　円
④雇用保険の受給	有　・　無　・　申請中（予定）　・　終了 「有」の場合　受給開始（開始予定）　　年　　月　／　終了　　年　　月 「無」の場合　理由
⑤自営業・農業・不動産等の収入	有　・　無 「有」の場合　平均収入月額　　円

（2枚目も漏れなくご記入ください）

◆ 以下は、申請する被扶養者の生活が、被保険者による生計であるか、被保険者以外による生計であるかの確認です。

3. 申請する被扶養者世帯の生計費について

※「同居配偶者」「被保険者が単身赴任（会社命令）である場合の別居配偶者」「**学生**の実子（同居別居問わず）」 **以外は全員記入**

学生の定義 ： 高校生以上で学校教育法で定められた学校（高校、高専、短大、専修学校、大学、大学院等）の就学生を意味します。
省庁、企業等が所轄する学校（例：防衛大学校、航空保安大学校、自動車大学校等）は学生本人が其々の社会保険に加入しているため被扶養者から除外します。 但し、一部に例外があるため、不明な場合は各学校へご確認下さい。

項　目	申請する被扶養者世帯の生計費　概算額（月額）	被扶養者分の生計費　概算額（月額）	申請する被扶養者に対して被保険者が負担している概算額（月額）
家賃（住宅ローン含）	円	円	円
水道光熱費	円	円	円
通信費（電話等）	円	円	円
食費・日用品費	円	円	円
医療費	円	円	円
教育娯楽（習い事等）	円	円	円
その他費用	円	円	円
合計	円	円	円

4. 申請する被扶養者が **「別居」** している場合の生計費について ※学生の実子は記入不要

被保険者から申請する被扶養者への仕送り金額（月額）			円
送金以外に被保険者が申請する被扶養者の生計費を負担している概算額（月額）			円
申請する被扶養者の別居先同居家族の有無 ※有の場合 下欄へ記載			有 ・ 無
別居先の同居家族が「有」の場合	同居家族氏名	続柄	年間収入 円
	同居家族氏名	続柄	年間収入 円
	同居家族氏名	続柄	年間収入 円
	同居家族氏名	続柄	年間収入 円

「仕送り金額」「生計費負担金額」の確認には、通帳の写し、賃貸借契約書写し（賃貸にお住いの方）、請求書の写し（水道光熱費・ガス・通信費）等、被扶養者の生活に必要な費用を、**主として被保険者が負担していること**が確認できる証明を提出してください。

［例］

・別居被扶養者の口座に、被保険者から仕送り（振込）がされ、口座から住居の家賃、水道光熱費等の生活に必要な費用が支払われていることが確認できる通帳の写し。 また、別居被扶養者が賃貸に住んでいる場合は、その方が居住していることが確認できる賃貸借契約書の写しも提出。

・送金以外で別居被扶養者の住居の家賃、水道光熱費等が被保険者口座から支払われている場合、その事実が確認できる通帳の写しを提出。 また、上記同様、賃貸に住んでいる場合は、賃貸契約書の写しも提出。

※本調査票の記載内容によっては、追加調査を行う場合があります。

（適用2 2024.10.18）